

愛媛県の経済フレーム・将来展望に関する調査業務 企画提案に係る募集要領

1 趣旨

当該業務は、本県の人口・経済等の基礎資料の収集や将来推計を行うとともに、社会経済情勢の変化等を踏まえ、本県が対応すべき課題を整理したうえで、課題の解消に向けた施策の方向性について検討及び提案を行い、次期愛媛県総合計画の策定検討に資することを目的とする。

このため、当該業務の委託先には、業務内容に関する十分な専門的知識を求められることから、本募集要領により、広く企画提案を募集し、委託先の候補者を選定しようとするものである。

2 企画提案の募集から契約までの手順

「4 企画提案の参加申込資格」記載の資格要件に該当する事業者から、公募により委託業務に関する企画提案を受け、県が内容審査を行った上で、総合的に最も優れた内容であると認めたと者として随意契約を締結する。

なお、契約に当たっては、選定された企画提案内容について協議・調整を行った上で、県と提案者の双方が合意に至った場合に契約を締結する。その際、協議等の結果に基づき、企画提案内容の一部を変更する場合がある。

3 委託業務の概要

(1) 業務名

愛媛県の経済フレーム・将来展望に関する調査業務

(2) 委託期間

契約日から令和9年1月29日（金）まで

(3) 業務内容

愛媛県の経済フレーム・将来展望に関する調査業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(4) 委託料上限額

9,119千円（消費税及び地方消費税を含む。）

4 企画提案の参加申込資格

(1) 単独で参加しようとする者

本業務の遂行に当たり専門的かつ十分な能力を有し、以下の資格要件をすべて満たしていること。

ア 愛媛県知事の審査を受け、令和8～10年度における製造の請負等に係る競争入札参加資格者名簿に登録されている、又は契約締結までに登録が予定されていること。

イ 愛媛県知事が行う入札参加資格の停止措置を受けていない者であること。

ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定（一般競争入札参加者の資格）のいずれにも該当しない者であること。

エ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て及び破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと（民事再生法の規定による再生計画認可又は会社更生法の規定による更生計画認可の決定を受けている者を除く。）。

オ 企画提案書の提出期限の日前6月間において、振り出した手形又は小切手が不

渡りとなり、銀行当座取引を停止されていないこと。

カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行うものでないこと。

キ 宗教活動や政治活動を主たる目的としていないこと。

(2) 共同企業体で参加しようとする者

いずれかの構成員を代表者とし、代表者は上記（1）のすべて、構成員は上記（1）のイ～キの要件を満たしていること。なお、構成員は、他の共同企業体に参加し、又は単独で参加することはできない。

5 スケジュール

項目	日程
公募・質問受付開始	令和8年5月15日（金）から
参加表明書・質問受付期限	令和8年5月29日（金）まで
企画提案書の提出期限	令和8年6月16日（火）必着
企画提案書の審査	令和8年6月中旬
審査結果の通知	令和8年6月下旬

6 応募書類等

(1) 参加表明書の提出

提出期限 令和8年5月29日（金）午後5時まで

①参加表明書（様式1） 1部

②誓約書（様式2） 1部

③法人・団体の概要書（様式3-1） 1部

④同種又は類似業務の受注実績表（様式3-2） 1部

※参加申込書を提出した後に参加を辞退する場合は、取下げ願い書（様式4）1部を提出すること。

※共同企業体で参加しようとする者は、上記①～④に加え、委任事項（様式2-1）と委任業務共同企業体協定書（様式2-2）も1部ずつ提出すること。なお、この2点については持参又は郵送での提出に限る。

(2) 質問書について

提出期限 令和8年5月29日（金）午後5時まで

①質問書（様式5）

- ・様式を用いて電子メールにより提出すること。
- ・電子メールの件名は、「プロポーザル質問（愛媛県の経済フレーム・将来展望に関する調査業務）」とすること。
- ・電話や口頭、受付期間外の質問は一切受け付けない。
- ・質問に対する回答は、質問応答集を作成し、参加表明書を提出したすべての者に電子メールで送信する。ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案事項に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。
- ・質問応答集は令和8年6月5日（金）までに送付する。

(3) 企画提案書の提出

提出期限 令和8年6月16日（火）午後5時まで

①企画提案書表紙（様式6） 1部

②業務実施体制調書（様式7） 1部

③企画書（様式任意） 正本7部、電子データ（PDF形式）

④見積書（様式8） 1部

- ・記述はできる限り平易な表現（図表等を含む。）を用いるとともに、用紙はA4判又はA3判を使用し、枚数はA4判で10枚以内（表紙を除く。）とする。なお、A3判1枚はA4判2枚とみなす。
- ・企画提案書には、以下の事項を記載すること。
 - ア 業務実施体制
 - a 技術者の配置予定、役割分担等
 - b 配置予定技術者の経歴・資格（専門性）等
 - c 作業日程、作業手順等
 - イ 業務全般に関する取組方針等
 - ・既存の調査研究成果や各種統計データの活用のほか、国の政策の動向や社会経済情勢の分析に関する考え方など、当該業務を実施するに当たっての基本的な取組方針や着眼点等について、記載すること。
 - ウ 各業務の取組方針等
 - ・仕様書に定める業務内容（経済フレーム、本県の将来展望）ごとに、取組方針や具体的な調査方法、重視する事項等について記載すること。
 - エ 見積額
 - ・項目ごとに数量、単位、単価及び金額を明記すること。なお、見積金額は、消費税及び地方消費税を含む金額とする。

（４）提出方法

- ・持参、郵送（締切日必着）又は電子メールにより提出すること。
- ・なお、共同企業体で参加しようとする場合の（１）の委任事項及び委任業務共同企業体協定書は持参又は郵送での提出のみ、（２）の質問書及び（３）③の企画書の電子データ（PDF形式）は、電子メールでの提出のみとする。

（５）提出先

〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2（愛媛県庁本館2階）

愛媛県企画振興部政策企画局総合政策課 政策企画グループ

電話番号 089-912-2233（グループ直通）

FAX番号 089-921-2002

メールアドレス sougouseisak@pref.ehime.lg.jp

※代表者印の押印が必要な書類について、押印を省略する場合は、上記に加え、以下のメールアドレス及び本件責任者（担当者の上席者）を宛先（CC）に追加し、電子メールにて送付すること。

fujioka-yuuki@pref.ehime.lg.jp

ikawa-mai@pref.ehime.lg.jp

7 選定方法

- （１）提出された企画提案書については、審査会においてプレゼンテーションを実施した上で、別添「評価基準」に基づき審査を行い、審査会での合計点が満点の6割以上で、かつ、最も高かった者を最優秀提案者として選定する。
- （２）審査会での合計点が同数の場合は、次の要領で最優秀提案者を選定する。
 - ア A（特に優れている）の数が多き者
 - イ A（特に優れている）の数が同数の場合は、B（優れている）の数が多き者
 - ウ B（優れている）の数も同数の場合は、C（普通）の数が多き者
 - エ C（普通）の数も同数の場合は、審査会委員長による代理くじ引きにより選定
- （３）提案者が1者の場合は、審査会での合計点が満点の6割以上であれば、その者を最優秀提案者とする。

- (4) プレゼンテーションは、令和8年6月中旬に実施予定。なお、詳細については、参加申込書（様式1）を提出した者に対し、後日通知する。
- (5) 次のいずれかに該当するときは、選定の対象から除外する。
 - ア 見積額が、委託上限額を超えるとき。
 - イ 企画提案書の提出後に、参加資格を満たさないことが判明したとき。
 - ウ その他、企画提案者を委託先とすることが著しく不相当と認められる事実が判明したとき。
- (6) 審査会は、非公開とする。また、提案者は、他の提案者のプレゼンテーション及び質疑応答を傍聴することはできない。
- (7) 審査会でのプレゼンテーションは、提案書の内容についてのみ行うこと。また、必要によりパワーポイントの使用を認める（パソコン、プロジェクターは県が準備する。当日使用するデータは、メールにて事前に「6（5）提出先」に記載の宛先まで提出すること。なお、当日は提案者の責任で操作すること。）。
- (8) その他、選定方法について疑義が生じた場合は、必要に応じて審査会で定めるものとする。

8 審査結果

審査結果については、企画提案書を提出した全ての者に書面で通知する。ただし、順位や採点結果を通知するものではない。なお、審査結果に対する異議申立ては、受け付けないものとする。

9 契約方法

- (1) 委託契約に当たっては、選定された企画提案内容を直ちに契約内容とするものではなく、最優秀提案者と提案内容に沿って契約内容についての協議・調整を行った上で、県と提案者の双方が合意に至った場合に契約を締結する。その際、協議等の結果に基づき、企画提案内容の一部を変更する場合がある。
- (2) 契約に際しては、契約金額の10分の1以上の契約保証金の納付が必要となる。ただし、愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第154条の規定に該当する者については、契約保証金の納付を免除する。
- (3) 別添の仕様書は、当該業務の最低水準を示したものである。したがって、最優秀提案者の企画提案内容によっては、締結する契約書に添付される仕様書には、県と提案者との協議等の結果に基づき、委託業務の内容が追加され、又は修正される場合がある。
- (4) 最優秀提案者が正当な理由なく契約を締結しないとき、又は協議が整わなかったときは、その選定を取り消すとともに、次点となった者を最優秀提案者とし、契約内容についての協議を行った上で、契約を締結するものとする。
- (5) 契約書は書面によるほか、えひめ電子契約システムを活用した契約締結（以下「電子契約」という。）が可能である。電子契約を希望する場合は、参加申込書受付期間終了までに電子メールにて、「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を提出すること。

10 公正な企画提案の確保

- (1) 参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 参加者は、競争を制限する目的で他の参加者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に企画提案書等を作成しなければならない。

- (3) 参加者は、契約候補者の選定前に、他の参加者に対して企画提案書等を意図的に開示してはならない。
- (4) 参加者が連合し、又は不穏な行動等をなす場合において、企画提案を公正に執行することができないと認められるときは、当該参加者を企画提案に参加させず、又は企画提案の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

11 留意事項

- (1) この企画提案書の作成及び提出並びにプレゼンテーションへの出席に要する経費は、全て参加者の負担とする。
- (2) 提出された書類は、選定作業のための必要最小限の範囲で複写することがある。
- (3) 受託者は委託業務遂行において、一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、県が業務を効率的に行う上で必要と認めるときは、委託業務の一部を委託することができる。
- (4) 企画提案書提出後の再提出及び差替えは、原則として認めない。ただし、県から、書類の不足・不備の補完、内容不明点の確認のほか、必要に応じ、追加資料の提出を求めることがある。
- (5) 提出された企画提案書は、理由のいかんを問わず返却しない。
- (6) 企画提案書の提出は、参加者1者につき1案のみとし、複数の提案をすることはできない。

評 価 基 準

評価項目		評価の観点	採 点				
			A	B	C	D	E
業務実施能力	1 業務実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・業務を推進可能な人員が確保されており、県と十分な意思疎通が図られる体制が確保されているか。 ・作業日程に無理がなく、作業手順等は効率的なものであるか。 ・配置予定技術者は、業務を遂行するに当たって、十分かつ有効な経歴や資格（専門性）を有しているか。 	10	8	6	4	0
	2 同種又は類似業務の実績	<ul style="list-style-type: none"> ・国や地方公共団体等での同種又は類似業務の受託実績はどうか。 	20	16	12	8	0
企画提案内容	3 企画提案書の的確性や業務全般等の理解度等	<ul style="list-style-type: none"> ・企画提案書の的確性、表現力（全体の印象）はどうか。 ・現在の県総合計画に掲げる政策の各分野に関連する本県の現状（全国における本県の位置付け等）や社会経済情勢の変化等に関し、十分な知識・知見を有しており、当該業務全般についての理解がなされているか。 	20	16	12	8	0
	4 各業務の取組方針等	<ul style="list-style-type: none"> ・仕様書第3に定める全ての業務内容について、取組方針や具体的な調査方法、重視する事項等が示されているか。 ・取組方針等に妥当性があり、偏りはないか。 	20	16	12	8	0
	5 現総合計画の特性を踏まえた工夫や独自提案の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・本県の地域特性を踏まえた工夫が見られるか。 ・仕様書に示された内容以外に、独自の提案がされているか。また、その内容は現実的かつ妥当なものか。 	20	16	12	8	0
6 見積額	<ul style="list-style-type: none"> ・上限額と比較して、安価なものとなっているか。 	10	8	6	4	0	
合 計							